

西海市排水設備工事の流れ

① 事前協議

- ・ 下水道設備への接続箇所及び分担金の確認
(西海町については旧町時に納付済みの場合あり)

② 計画確認申請 **※書類提出**

1. 排水設備等新設等計画確認申請書兼工事完了届
(西海市下水道条例施行規則第 8 条 様式第 5 号)
2. 下水道事業受益者申告書
(西海市下水道事業分担金徴収条例施行規則第 2 条 様式第 1 号)
3. 排水設備工事着手届書 (西海市排水設備指定工事店規則第 13 条 様式第 8 号)

③ 確認通知書の写し及び確認を受けた**計画確認申請書の受取**

- ・ 申請から 2~3 日後に下水道課の受付カウンターに用意
- ・ 確認通知書の原本は申請者に郵送

④ 工事着手

- ・ 責任技術者の管理のもとに工事施工

※工事完成が予定より遅れる場合は、完成予定日までに連絡

⑤ 工事完了届 **※書類提出 (工事完成から 7 日以内)**

1. 排水設備新設等計画確認申請書兼工事完了届 (精算金額・図面等の変更箇所を追記)
2. 完成写真 (着工前後、下水道設備への接続箇所、埋戻し前の状況等の必要な写真)
3. 上下水道使用異動届 (青紙)

⑥ 完成検査

- ・ 工事完了後直ちに検査 (完了届提出から 2 週間以内)
- ・ **申請者と責任技術者が立ち会い**

お願い

- ・ 計画確認申請書の確認を受ける前の事前着手禁止
- ・ 申請者への分担金及び排水設備工事についての説明

西海市役所 下水道課
0959-37-0073

排水設備工事についてのお願い

① 計画確認申請書の指定工事店連絡先記入欄には、責任技術者の**携帯番号**も記入して下さい。

② 排水設備等計画確認通知書の写し及び確認を受けた**計画確認申請書の受取後**に工事を開始して下さい。

(※確認通知書の原本は申請者に郵送します。)

③ **責任技術者の管理**のもとに工事を行って下さい。

④ 着工前後、**下水道設備への接続箇所**、埋戻し前の状況等の必要な工事写真を提出して下さい。

⑤ 工事完成が予定日より遅れる場合は、**完成予定日までに連絡**して下さい。

⑥ 工事完成後は**7日以内に完了届を提出**して下さい。

⑦ 検査は**申請者と責任技術者が立ち会って**下さい。

(完了届提出後**2週間以内**に検査を行います。)

西海市役所 下水道課

0959-37-0073